

令和 6 (2024) 年 12 月 20 日

関係各位

一般社団法人 日本消火器工業会

PFOA の規制と消火器及び消火器用消火薬剤の取扱いに関するお知らせ (第 4 報追記版)

平成 31 (2019) 年 4 月に開催された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約) の締結国会議」において、「ペルフルオロオクタン酸又はその塩 (以下「PFOA」という。)」及び「PFOA 関連物質」が製造・使用等を禁止する物質に追加されました。

これを受けて、日本国内では化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和 3 年政令第 144 号。以下「令和 3 年改正政令」という。) において、PFOA が第一種特定化学物質に指定され、令和 3 (2021) 年 10 月 22 日より施行されました。

加えて「PFOA 関連物質等」につきましては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和 6 年政令第 244 号。) が発出され、「PFOA の分枝異性体又はその塩」及び「PFOA 関連物質」が第一種特定化学物質に追加指定されました。

また、PFOA とその塩並びにそれらを使用した製品の製造、使用段階等から排出されたものの処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃掃法」という。) に基づき「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」(令和 4(2022)年 9 月。以下「技術的留意事項」という。) が策定され、適正な取扱い・分解処理を確保するために必要な事項が示されました。

なお、PFOA 関連物質等の技術的留意事項につきましては、今後の知見の蓄積に応じて検討される予定ですので、その結果に基づいて対応いたします。

つきましては、現時点で判明している PFOA の規制内容及び PFOA 含有消火器等の取扱いに関する事項を、下記の通りお知らせ致します。今後新しい情報が入り次第、順次お知らせ致します。

- 記 -

(1) PFOA を消火薬剤に含有する消火器について

消火器及び消火器用消火薬剤 (以下「消火器」等という。) のうち、「強化液 (中性) 消火器」及び「機械泡消火器」の消火薬剤の一部には、有機フッ素化合物を使用しているため、副生成物として微量の PFOA (副生 PFOA^{※1}) を含有しているものがあります。

※ 以下の消火器は PFOA 及び PFOA 関連物質を含有していません。

- ・粉末 (ABC) 消火器
- ・粉末 BC 消火器
- ・水 (浸潤剤等入り) 消火器
- ・化学泡消火器
- ・二酸化炭素消火器
- ・ハロン消火器 (現在は製造されていません)

(2) 令和 3 年改正政令における消火器及び消火器用消火薬剤に対する PFOA の規制について

消火器等は、以下の法令解釈により、過去に製造したもの、及び今後製造するものの双方において、第一種特定化学物質に指定された PFOA の規制を受けるものではありません。そのため、PFOA を含有する消火器等の製造、使用段階において規制を受けません。

- ① 令和3年改正政令施行前日（令和3（2021）年10月21日）までに製造された消火器は、意図的にPFOAを使用していないので、第一種特定化学物質として取り扱われません。
- ② 令和3年改正政令施行日（令和3（2021）年10月22日）以降に製造する消火器及び消火器用消火薬剤は、BAT報告※²に基づいた原料を使用しているため、第一種特定化学物質として取り扱われません。

※1 副生PFOA

BAT報告と同等の管理を行わずに製造された「副生PFOA」を含む有機フッ素化合物を使用した消火薬剤等であっても、第一種特定化学物質を意図的に使用したものではないので、「第一種特定化学物質が使用されているもの」に該当しないことが確認されています。

※2 BAT報告

副生する第一種特定化学物質について、工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減した管理を関係省庁に報告し受理された場合、「第一種特定化学物質として取り扱わない」とする運用のことをいいます。

（3）廃掃法に基づくPFOA含有消火器の廃棄処理方法について

令和3年改正政令以前の副生PFOAを含む消火器のうち2011年製～2020年製の中性強化液及び機械泡消火器については、PFOA含有消火器として取り扱う必要があります。

このため、「技術的留意事項」に基づいて当該消火器を次の通り廃消火器リサイクルシステムにて処理いたします。

- ・中性強化液消火器及び機械泡消火器で2011年製～2020年製のものは、「技術的留意事項」に示された管理目標値を超過するPFOA濃度を有しているため、PFOA含有消火器の解体処理工程において、消火薬剤を消火器容器から出し切り、技術的留意事項に従って高温で焼却処理します。

尚、別紙として「PFOA及びPFOA関連物質含有消火器等廃棄処理対象品一覧表」を掲載しますので、ご参考として下さい。

以 上